

# 設備投資で生産力アップ!

## Q1. 設備貸与制度とは?

中小・小規模企業あるいは創業を予定されている方が購入したい設備を、お取引の販売業者様から当機構が購入し、長期かつ固定金利で貸与(割賦販売・リース)する制度です。

より使いやすく  
金利を  
引き下げました



## Q2. 設備貸与制度の特徴は?

- 最大1億円までの設備投資に対応できます。
- 返済期間が最長10年です。
- 中古設備も対応可能です。  
(残存耐用年数が3年以上の設備のみ)
- 信用保証協会の保証枠や金融機関の借入枠とは別枠でご利用できるため、運転資金やその他の資金調達に余裕ができます。
- 長期固定金利のため、金利上昇による負担増の心配はありません。
- 様々な経営課題に対し支援を行います。必要に応じて企業診断や経営相談が無料で受けられます。
- 公的機関が実施する国・山梨県の制度です。安心してご利用いただけます。

やまなし産業支援機構  
設備貸与制度

## Q3. どんな制度があるの?

制度案内

### 小規模企業者等 設備貸与制度

経営の革新に取り組む小規模企業者等が設備投資をする場合、希望する設備を割賦販売又はリースする制度です。

### 山梨県単独 設備貸与制度

県内中小企業者等の設備投資の支援のため、経営基盤の強化に取り組む中小企業者が設備投資をする場合、希望する設備を割賦販売又はリースする制度です。

対象者  
対象業種

- 県内に事業所を置く小規模企業者又は創業者
- 常時雇用50名まで
- 全業種（農林漁業、医療関係、風俗営業等関連業種を除く）

割賦損料率  
(特別金利)

年率2.0%  
(1.40%又は2.60%)

年率2.05%  
(1.45%~2.65%)

リース料率

例)7年リース:月額1.363%  
(1.334%又は1.392%)

例)7年リース:月額1.365%  
(1.337%又は1.394%)

利用限度額

100万円~1億円

## Q4. 割賦販売・リースのどちらを選べばいい?

### 割賦販売制度

こんな時に  
おすすめ

- 設備使用が支払期間を超えて長期にわたるとき
- 据え置き期間を活用したいとき  
(保証金が必要になります)

貸与料  
完済後

事業者に所有権移転します  
(貸与期間中は所有権を当機構で留保しています)

### リース制度

- 固定資産税の申告納付、保険の管理が不要  
(当機構で管理・費用を負担いたします)
- 法定耐用年数以下の短い期間で更新があるとき  
(中途解約は不可になります)

引き続き利用する場合は再リースとなります